

ジボダン 一般購買条件（商品およびサービス）

1. 適用範囲 ジボダングループ内の会社（以下「買主」という）により、商品またはサービスの提供者（以下「ベンダー」という）に対して発行される各購買についての注文（以下「注文」という）には、この一般購買条件（以下「本条件」という）が適用される。この本条件において「商品」および「サービス」とは、注文の表紙に記載又は表示される商品またはサービスを指すものとする。「本契約」とは注文、本条件、ならびに注文および／または本条件で言及され、または買主とベンダーとの間で書面により明示的に合意されるその他の条件を指すものとする。本契約は、ベンダーの一般的な条件またはベンダーにより発行されるその他の文書上反対の定めがあるかにかかわらず、買主およびベンダーとの間の合意のすべてを構成し、当事者間の完全かつ排他的な陳述となる。当該ベンダーの文書にある抵触する条件および追加条件は、買主が明示的に書面で同意した場合を除き、削除されたものとみなされ、両当事者を拘束しないものとする。
2. 注文の確認 商品および／またはサービスの注文は、ベンダーが発注日から2営業日以内に書面で確認しなければならない。上記の期間内に確認されない場合、買主は、注文がベンダーによって黙示的に承諾されたものとみなすことができる。買主は、上記の期間内に確認されない注文を取消す権利を留保する。
3. 価格 注文書に記載された価格は、買主とベンダーが合意した価格とみなす。価格は固定され、ベンダーは、買主の書面による同意なく、これを引上げることはできない。
4. 支払 買主による支払は、ベンダーによる義務の履行を買主が認めたことにはならず、保証または損害賠償金についての買主の権利を放棄したことにもならない。
5. 納入条件 ベンダーは、買主に指示された場所において商品を納入および／またはサービスを提供するものとし、買主の納入指示に従うものとする。危険物は当該物に関連する規則に基づいて申告し、出荷するものとする。買主が適用するインコタームズは、インコタームズ2020®とする。
6. 納入日時 ベンダーは、注文書に定める日または期限内に商品を納入および／またはサービスを提供するものとする。ベンダーは、納入または提供遅延の可能性が生じた場合は、直ちに、いかなる場合も納入日および／または提供期限より前に、当該遅延を通知するものとする。遅延または遅延通知の場合、買主は、その選択により、注文を取り消すか、または納入日および／または提供日の延長に同意することができる。ただし、買主の損害賠償請求権に何ら影響を及ぼすものではない。
7. 梱包 商品の梱包は買主の指示がある場合はこれに従うものとし、以下の事項を表示するものとする。製品名、製造日、バッチ番号、正味重量、総重量および自重のほか、注文書にその他の事項が記載されている場合はその事項。梱包および表示は、適用される規則を遵守するものとする。買主は、梱包、表示または納入書類が上記の定めを遵守していないか、損傷または汚損している場合には、商品を拒絶することができる。ただし、買主の損害賠償請求権に何ら影響を及ぼすものはない。
8. 不適合商品またはサービス 買主は、その選択により、受領時またはその後のいずれかの時点において、商品および／またはサービスを検査することができる。買主は、本契約の条件（本条件に定められる保証、ベンダーより提供される追加の保証および法令による黙示のいかなる保証をも含むが、これらに限定されない）に適合しない商品またはサービスをいつでも拒絶することができる。また、買主は、商品が注文数量の10%以上の数量が不足もしくは超過する状態で納入された場合には、当該商品を返却することができる。当該不適合商品またはサービスに関し、買主は、その選択により、注文の取消し、もしくは商品の交換またはサービスの再提供を求めることができる。ただし、買主の損害賠償請求権に何ら影響を及ぼすものではない。
9. 保証および責任 ベンダーは、商品およびサービスが(i)本契約のすべての条件に従って提供されること、(ii)商品が新品であること、ならびに(iii)商品およびサービスが合意された仕様および買主により特定され合意された、サンプル、図面または提供条件に適合すること、(iv)商品およびサービスに商品性があること、良質な材料、技量および量を使っていること、買主が意図する目的に適合し、欠陥や瑕疵が存在しないこと、(v)サービスが専門的かつ熟練した方法で行われ、合意された作業範囲を遵守していることを保証する。ベンダーは、商品、サービスおよび商品に組み込まれるおよび／またはサービスの遂行に使用されるすべての原材料が輸出国または事業活動を行っている国の輸出規制を含むが、これらに限定されないすべての適用法規制を遵守して製造されおよび提供されることを表明する。また、ベンダーは、腐敗防止、マネーロンダリング対策、人身売買、組織犯罪を含むが、これらに限定されない、その事業運営に関連するすべての法規制を遵守することを表明し、ベンダーおよびそのサプライヤーは児童労働を使用しない。ベンダーは商品／サービスまたは買主による商品／サービスの使用に起因または関連するすべての要求、請求、訴因、損害賠償金、責任、損失、費用(弁護士費用および訴訟費用を含むが、これらに限定されない)および経費について、買主を補償し、防御し、免責することに同意する。
10. 保険 ベンダーは、ベンダーが商品を買主に提供し、または買主のためにサービスを提供する期間中および期間終了後1年間、(i)法令で要求され、(ii)業界基準に適合し、(iii)買主により合理的に要求される、形式および額の保険を調達し、維持するものとする。いかなる場合でも、ベンダーは、ここに定められるベンダーの義務に適切に適用される保険を維持しなければならない。買主の要求により、ベンダーは、買主に対し、当該適用を示す、効力を有する保険証券を提示しなければならない。
11. 労働許可、最低賃金および労働条件 サービスが買主の敷地で提供される場合、ベンダーは、(a)ベンダー



および／またはベンダーの従業員が、買主の敷地でサービスを提供することを含み、本契約の遂行のために適用法令により要求される権限および／または労働許可を有していること、および(b)ベンダーが最低賃金および労働条件に関する適用規制を遵守していることを保証する。委託を行う場合には、ベンダーは、委託業者が上記(a)および(b)の保証を含むここに定められる条件を遵守することを書面で約束することを保証する。

12. 知的財産 ベンダーは、商品および／またはサービスの提供および／または使用が第三者の知的財産権を侵害していないことおよび将来侵害しないことを保証するとともに、ベンダーは、商品／サービスまたは買主による商品／サービスの使用により発生する第三者の知的財産権の侵害に起因または関連するすべての要求、請求、訴訟、損害賠償金、責任、損失、費用(弁護士費用および訴訟費用を含むが、これらに限定されない)および経費について、買主を補償し、防御し、免責することに同意する。サービスに起因または関連する知的財産権は、買主に帰属するものとする。

13. 秘密保持 買主の注文および注文に関連して買主から受領するすべての情報について、ベンダーはこれを秘密として保管し、ベンダーは、いかなる第三者にもこれを開示せず、本契約の遂行の目的以外のいかなる目的にも使用しないものとする。

14. データ保護 販売者がデータ処理者として契約の履行において買主の個人データを処理する場合、販売者は適用されるデータ保護法に従って個人データを処理すること、およびデューデリジェンス評価または個別のデータ保護契約が必要な場合は速やかに買主に協力することを約束するものとします。

15. 英語版 本条件の英語版といかなる翻訳版との間に齟齬がある場合でも、英語版が優先するものとする。

16. 譲渡禁止 買主の書面による同意のない、ベンダーによる本契約または本契約についての利益の全部または一部の譲渡は、無効とし、効力を有さないものとする。

17. 外注 ベンダーは、買主の書面による事前の同意なく、ベンダーの義務の全部または一部の履行を再委託してはならない。買主の書面の同意を得て再委託する場合には、ベンダーは、委託された義務の履行について、依然として全責任を負うものとする。

18. 準拠法および管轄 本契約の有効性、解釈および履行は、いかなる法選択および抵触法の規定または規則の適用を除いて、買主の登記上の事務所の所在地法に準拠し、当該法に従い解釈されるものとする。なお国際物品売買契約に関する国連条約は適用されない。本契約に起因または関連する紛争は、買主の登記上の事務所の所在地の裁判所の管轄に服するものとする。ただし、買主がベンダーの登記上の事務所の所在地で提訴する権利に何ら影響を及ぼすものではない。